大山口小学校区まちづくり協議会 設立総会資料 (最終案)

日時:令和4年2月27日(日)

午後2時から

場所:西白井コミュニティプラザ

大山口小学校区まちづくり協議会 設立総会次第

- 1. 開会のことば
- 2. 設立準備会会長あいさつ
- 3. 来賓祝辞・来賓紹介
- 4. 設立準備会報告
- 5. 議長選出
- 6. 議事

議案第 | 号 大山口小学校区まちづくり協議会規約について 議案第 2 号 大山口小学校区まちづくり協議会役員について

議案第3号 大山口小学校区まちづくり協議会まちづくり計画について

議案第4号 大山口小学校区まちづくり協議会令和3年度事業計画 及び収支予算について

- 7. 議長退任
- 8. 閉会のことば

大山口小学校区まちづくり協議会設立にあたって

大山口小学校区は、白井市の西部に位置し9千人弱の人々が住む主に大規模開発による住宅地が広がる地域です。南側は、開発から40年がたち高齢化が進む一方、 北側は、若い世帯が多く住んでいます。地域の課題は、子どもの成長から高齢者へ の対応まで多岐にわたります。

小学校区は、コミュニティの共通行事も多く地域の人がお互いに直接知り合える 広がりのうち最も範囲の広いものといわれます。この区域の様々な団体、市民が垣 根を越えて繋がっていくことで、皆の顔が見えるまちづくりを目指し準備を進めて まいりました。

20 | 9年4月に大山口小学校区まちづくり協議会準備会の委員の公募、6月に 千葉大学大学院教授関谷氏を講師に招いてのまちづくりセミナーを開催し、8月に は暮らし、日頃の関わりや地域活動、地域課題とこれからのすみよいまちづくりに ついて伺う住民アンケートを実施しました。 | 0月には、住民の皆様に呼びかけた ワークショップ「第 | 回みんなでまちづくりトーク」で地域の魅力と地域課題につ いて、2020年 | 月には、区域内に新しくできたコミュニティプラザを会場にワ ークショップ「第2回みんなでまちづくりトーク」で地域の課題解決と魅力づくり の取り組みアイデアを話し合いました。

順調に進んできた準備でしたが、4月からの新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言、夏の蔓延、2021年1月再度の緊急事態宣言により、準備会の集まりは、都度、中断せざるを得ない状況となりました。このため、当初の予定からは遅れましたが、この度、大山口小学校区まちづくり協議会設立総会の開催に至りました。

今後、「世代をこえて支え合う笑顔あふれるまちづくり」をキャッチフレーズに、 今ある長所を生かしながら、防災・防犯・交通安全・子育て・福祉など多岐にわた る分野で交流の活発化や担い手の育成などを通じて、まちづくりを進めてまいりま す。

令和4年2月27日

大山口小学校区まちづくり協議会設立準備会 会長 成田秀雄

議案第1号

大山口小学校区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、大山口小学校区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、千葉県白井市大山口2丁目2番1号の白井市立大山口小学校内に置く。

(区域)

第3条 協議会の区域は、白井市立大山口小学校区(白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成2年教育委員会規則第3号)別表に定める白井市立大山口小学校の通学区域をいう。)とする。

(構成員)

- 第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。
- (1) 区域内に居住する者
- (2) 区域内で活動する市民活動団体等
- (3) 区域内で事業を営む者又は区域内に存する事業所に勤務する者
- (4) 区域内に存する学校等に通う者
- (5) その他協議会の認める者及び団体等

第2章 目的及び活動

(目的)

第5条 協議会は、構成員相互が協力・連携し地域の課題解決や魅力の創出により、「世代をこえて支え合う笑顔あふれるまち」の実現を目指したまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

- 第6条 協議会は、第5条(目的)の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 防災、防犯及び交通安全等に関する事業
- (2) 福祉及び健康づくり等に関する事業
- (3) 環境美化及び環境保全等に関する事業
- (4) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (5) 地区の団体及び人材育成に関する事業
- (6) 上記に掲げる事業に関する情報提供事業
- (7) その他協議会が目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第7条 会員とは、構成員のうち協議会の趣旨に賛同して入会した個人及び団体をいう。 2 入会は、運営委員会の承認を得るものとする。 3 会員は、役員を除き、第43条(部会の設置)に掲げる部会のいずれかに所属するものとする。

(会員の資格の喪失)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名 することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければな らない。
 - (1) この規約等に違反したとき。
- (2) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(役員の選任)

- 第11条 協議会に次の役員を置く。
- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 事務局長1名
- (4) 会計1名
- (5) 部会長4名
- (6) 監事2名
- 2 部会長を除く役員は、総会において選任する。
- 3 監事は、他の役員 及び第18条(総会の構成)に規定する代議員を兼ねることはできない。

(役員の任務)

- 第12条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、協議会の事務局を総括する。
- 4 会計は、協議会の会計を担当する。
- 5 部会長は、担当する部を総括し、事業の企画・運営を行う。また、部会の事業を役員へ 報告するとともに、各種施策を建議、実施する。
- 6 監事は、協議会の会計及び事業を監査し、総会に監査報告する。

(役員の任期)

- 第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期終了後においても、後任者が選任されるまで在任する。
- 3 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 顧問

(顧問)

- 第14条 協議会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、総会の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 会議

(会議)

- 第15条 協議会の会議は、総会、三役会、運営委員会及び部会とする。
- 2 会議は、構成員に対し原則公開とし、次の者は傍聴できる。
- (1) 構成員に対しては議長が認めた者
- (2) 構成員以外に対しては会長が認めた者
- 3 三役会が必要と認めた場合には、会議を非公開とすることができる。
- 4 議長は、傍聴人が全体会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

第7章 総会

(総会)

第16条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種類)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

- 第18条 総会は、代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。
- (1) 監事を除く役員である者
- (2)団体会員である者
- (3) 個人会員で、部会長の推薦により運営委員会が認めた者
- 2 監事は、前項第1号の規定にかかわらず総会に出席することができる。ただし、表決権はない。
- 3 代議員は50名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、任期終了後も後任者が選任されるまで在任する。

(総会の開催)

- 第19条 通常総会は、年1回開催とし、毎年会計年度終了後、概ね2か月以内に開催する ものとする。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認める場合又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

(総会の招集)

- 第20条 総会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集するには、少なくとも会議を開催する1週間前までに、会議の日時、場所及 び目的を示して、代議員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会に出席した代議員の中から選出する。

(総会の審議事項)

- 第22条 総会は、次の事項を審議し、議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算並びに変更に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) まちづくり計画の策定及び見直しに関する事項
- (4) 役員の選任及び解任に関する事項
- (5) 規約の改定に関する事項
- (6) その他会務運営に関する重要事項

(総会の定足数)

第23条 総会の開催は、代議員の2分の1以上の出席を要する。

(総会の議決)

- 第24条 総会の議事は、出席代議員の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決すると ころによる。
- 2 代議員が総会の目的である事項について提案した場合において、代議員全員が書面又 は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議 があったものとみなす。

(総会の表決権等)

- 第25条 代議員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項に ついて書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を 委任することができる。
- 3 前項の規定によって表決した代議員は、第23条(総会の定足数)、第24条(総会の 議決)第1項、第26条(総会の議事録)第3号の摘要については、総会に出席したもの とみなす。

(総会の議事録)

- 第26条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。
- (1) 日時
- (2)場所(当該場所に存しない者が出席した場合における当該出席の方法を含む)
- (3) 代議員総数及び出席代議員数
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は 署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、代議員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示 をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載し た議事録を作成しなければならない。
 - (1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第8章 運営委員会

(運営委員会の構成)

- 第27条 運営委員会は、監事を除く役員をもって構成する。
- 2 前項の規定にかかわらず、監事は、事業の執行状況を知るために運営委員会に出席して 意見を述べることができる。

(運営委員会の審議事項)

- 第28条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議議決する。
- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)総会、三役会、部会から提議された事項
- (4) 重要事項で、総会の開催できる期間のない緊急を要する事項
- (5) 構成員から提議された事項
- (6) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

- 第29条 運営委員会は、会長が招集する。
- 2 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき。
- 3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに運営委員会を招集しなければならない。
- 4 会長は、必要と認めるときは、運営委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(運営委員会の議長)

第30条 運営委員会の議長は、会長が務める。

(運営委員会の定足数)

第31条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(運営委員会の議決)

第32条 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。 賛否同数の時は議長の決する ところによる。

(運営委員会の表決権等)

- 第33条 運営委員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。なお、部会長は、副部会長を代理人として運営委員会への出席及び表決を委任することができる。
- 3 前項の規定によって表決した運営委員は、第31条(運営委員会の定足数)、第32条 (運営委員会の議決)、第34条(総会の議事録)第3号の摘要については、運営委員会 に出席したものとみなす。
- 4 運営委員会の表決において、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の表決に加

わることができない。

(運営委員会の議事録)

- 第34条 運営委員会の議事録を作成し、次の事項を記載する。
- (1) 日時
- (2) 場所(当該場所に存しない者が出席した場合における当該出席の方法を含む)
- (3)委員総数及び出席委員数
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその運営委員会において選任された議事録署名人2人が記名押 印又は署名しなければならない。

第9章 三役会

(三役会の構成)

- 第35条 三役会は、会長、副会長及び事務局長をもって構成する。
- 2 前項の規定にかかわらず、監事は、事業の執行状況を知るために三役会に出席して意見を述べることができる。

(三役会の協議事項)

- 第36条 三役会は、次の各号に掲げる事項を審議し、運営委員会に報告する。
- (1)総会の議決した事項の執行に関する事項のうち、運営委員会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (2) 重要事項で、総会、運営委員会の開催できる期間のない緊急を要する事項
- (3) 運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(三役会の開催)

- 第37条 三役会は、会長が招集する。
- 2 三役会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
- (1)会長が必要と認めたとき。
- (2) 三役会の構成員の2分の1以上の者から請求があったとき。
- 3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに三役会を招集しなければならない。
- 4 会長は、必要と認めるときは、三役会の構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(三役会の議長)

第38条 三役会の議長は、会長が務める。

(三役会の定足数)

第39条 三役会は、三役会の構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(三役会の議決)

第40条 三役会の議事は、三役会の構成員の出席者の過半数で決する。 養否同数のときは、 議長の決するところによる。

(三役会の表決権等)

- 第41条 三役会の構成員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため三役会に出席できない三役会の構成員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の三役会の構成員を 代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定によって表決した三役会の構成員は、第39条(三役会の定足数)、第40 条(三役会の議決)、第42条(三役会の議事録)第3号の摘要については、三役会に出 席したものとみなす。
- 4 三役会の表決において、特別の利害関係を有する三役会の構成員は、その議事の表決に 加わることができない。

(三役会の議事録)

- 第42条 三役会の議事録を作成し、次に掲げる事項を記載する。
- (1) 日時
- (2)場所(当該場所に存しない者が出席した場合における当該出席の方法を含む)
- (3) 三役会構成員総数及び三役会構成員出席数
- (4)協議事項及び決定事項
- (5) 協議内容の概要及びその結果

第10章 部会

(部会の設置)

- 第43条 協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める活動を行う。
- (1) 広報部会 広報に関する活動
- (2) 生活環境部会 子育て・青少年の育成、福祉・健康づくり、環境美化に関する活動
- (3) 安全・安心部会 地域防災、防犯及び交通安全に関する活動
- (4) 地域活性化部会 地域の交流・活性化、地域活動の担い手・参加者に関する活動
- 2 部会は、前項で定める活動のほか、次の事項を審議議決する。
- (1) 部会に付託された事項の決定及び実施に関すること
- (2) 部会の事務に関すること
- (3) その他、総会及び運営委員会の議決を要しない業務の遂行に関すること
- 3 第1項の規定にかかわらず、2部会以上に関わる活動その他必要と認める事項を審議するため、運営委員会の承認を得て専門委員会を置くことができる。専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(部会長及び副部会長)

- 第44条 部会に、部会長1名、副部会長2名以内を置く。
- 2 部会長及び副部会長は、部会員の中から互選する。
- 3 部会長は、部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、前項の職務を代行する。
- 5 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 部会長及び副部会長は、任期終了後においても、後任者が選任されるまで在任する。
- 7 欠員により選出された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の開催)

第45条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 部会長が必要と認めたとき。
- (2) 部会員の2分の1以上の者から請求があったとき。
- 3 部会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに部会を招集しなければならない。

第11章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第46条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 会費
- (2)補助金、交付金等の助成金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 別に定める資産目録記載の資産
- (6) 財産から生じる収益
- (7) その他の収益

(資産の管理)

第47条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は三役会の議決により定める。

(経費)

第48条 協議会の運営及び活動に要する経費は、資産をもって充てる。

(会費)

第49条 会費を徴収する場合は、総会の議決をもって、別に定める。

(事業計画及び予算)

第50条 協議会の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第51条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算及び事業計画の追加及び更正)

第52条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第53条 協議会の事業報告書、収支計算書及び財産目録等の決算に関する書類は、毎会計 年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなら ない。
- 2 決算上余剰金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第54条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

- 第55条 監事は、協議会の会計年度が終了したとき又は会計事務が終了したときは、速やかに会計監査を行うものとする。
- 2 前項に規定する会計監査の結果については、協議会の役員に報告するものとする。

第12章 事務局

(事務局)

- 第56条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。
- 2 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 各部会の総括・調整に関すること。
- (3) 各種事務手続きその他庶務に関すること。
- (4) その他、事務局が行うこととなった事項に関すること。
- 3 事務局に事務員を置くことができる。
- 4 事務員は、事務局長の指示のもと事務を遂行する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

第13章 情報公開等

(書類及び帳簿の備付け)

第57条 協議会は、事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を事務所に備え付けることとし、情報の公開を行うものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第58条 協議会が活動に伴い知り得た個人に関する情報については、その保護と適正な利用に努めるとともに、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときに限り公開できるものとする。

第14章 雑則

(書類及び帳簿の整備)

- 第59条 協議会に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。
- (1) まちづくり計画の策定に関する文書
- (2) 規約及び細則に関する文書
- (3)総会、運営委員会、三役会の議事に関する文書
- (4)役員、代議員等の選任及びその名簿に関する文書
- (5) 会員名簿及び会費に関する文書
- (6) 市の補助金、交付金等の助成金に関する文書
- (7)予算及び決算並びに事業計画及び事業報告に関する文書
- (8) 出納に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 資産目録
- (10) その他会長が必要と認めた書類及び帳簿

(文書の保存)

第60条 会長は、協議会が運営上作成し又は取得した文書、帳簿、図画、写真及び電磁的 記録等(以下「文書等」という。)を適正に保存しなければならない。文書等の保存期間 は、細則で定める。

(細則への委任)

第61条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な細則は、運営委員会の 議決を経て会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年2月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 協議会の設立時には、総会出席者を第18条(総会の構成)に規定する代議員とみなし、 議案の議決を行う。ただし、第18条(総会の構成)の要件を満たす者で止む得ない理由 のため総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決 し、又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。また、委任状の提出を もってその者は総会出席者とみなす。
- 3 協議会の設立初年度の役員、代議員及び副部会長の任期は、第13条(役員の任期)第 1項、第18条(総会の構成)第3項及び第44条(部会長及び副部会長)第5項の規定 にかかわらず、令和4年度に開催する通常総会までとする。
- 4 協議会の設立初年度の会計年度は、第54条(会計年度)の規定にかかわらず、成立の 日から令和4年3月31日までとする。

議案第2号

大山口小学校区まちづくり協議会役員

役 職	氏 名	所属団体
会 長	成田 秀雄	大山口小学校区 地区社会福祉協議会
副会長	鈴木 清孝	大山口二丁目町会
"	山下 昌江	西部地区 民生委員児童委員連絡協議会
事務局長	加藤 秀明	青少年相談員連絡協議会
会 計	福原 里美	大山口小学校区 地区社会福祉協議会
監事	野水 俊夫	大松自治会
"	洞内 久子	ふれあい大松

大山口小学校区まちづくり協議会

まちづくり計画

[令和3~5年度]

令和4年2月

目次

١		坩	坦	रे	瑪	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	I
	Œ)基	ţ破	きテ	<u>.</u>	· 9	•	•	•	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	١
	2)坎	b垣	रे ठ	宝		•	•	•	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	١
	3)均	b域	团	体	(σ)	活	動	b •	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	4)ァ	アン	ケ	-	٠ ٢	調	耆	紀	拝	Į.	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
2		坩	b垣	ĝσ	調	題	į.	•	•	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	ı	ı
	() 分	ៗ	トこ	* ک	(0)	誹	艘	Į ·	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	١	I
	2)坎	b 域	团	体	σ	誹	艘	Į.	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	I	3
3		ナ	τ Τ	10	1才	学	校	₹⊠	[‡	ţ	5-	" <	()	ij	の	将	来	像	(=	F +	アツ	ノチ	۲,	フレ	, –	- ス	(*)	•	•	•	•	•	•	•	I	7
	٠.																			施	内	容	な	ど	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	[3																	_																		_
	_		挑																																	
	_	-	[通																																	
	_		災	-																																
	_		育				_	•		•		•																								
	_		副		-																															
	_		環境	_																																
	_		坦	•	•																															
	_		坦																																	
	分	里	別]予	· 算	審	[–	- 覧	٠.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
5	•	ナ	ζŢ	10	小	学	校	区	ま	ţ	5-	Š <	(() ·	協	議	会	組	織	図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
	٠.																																			
	()討	之	_準	佅	会	· 0	立	5	上	_け	ドカ	١.	ら	ま	ち	づ	<	ŋ	協	議	会	設	立	ま	で	の	取	ŋ	組	み	•	•	•	2	8
	2)ナ	tц	ı	小	学	校	区	ŧ	5	づ	<	ij	捄	名言	美名		φζ	过	生体	十分	- ₹		2	籒	i(à	孕 7	工糸	公子	₩	ફ)	•	•	•	3	4

1. 地域の現状

①大山口小学校区基礎データ(令和3年4月1日現在)

【人口・世帯】

男 4,635 人 女 4,423 人 合計 8,788 人(市全体 62,951 人)

65 歳以上2,174 人高齢化率24.7% (市全体 27.2%)15 歳~64 歳5,377 人生産年齢人口比率61.2% (市全体 59.2%)15 歳未満1,237 人年少人口比率14.1% (市全体 13.6%)

3,554 世帯 (市全体 26,247 世帯)

【自治会】

自治連合会加入自治会数 7 自治会(市全体 89 自治会)

【学校】

白井市立大山口小学校 児童数 554人(21クラス) 白井市立大山口中学校 生徒数 665人(22クラス)

②地域の宝

第 | 回まちづくり協議会設立準備会におけるワークショップ「大山口小学校区の 宝さがし」より(令和元年 8 月 25 日実施)

【ハード系】(施設・建物・店)

●お気に入りの施設

- ・教育施設(小中学校が小学校区域内にある)
- ・西白井コミュニティプラザの建設に期待
- ・図書館、複合センター(本が読みやすい環境) ・ニュータウンの歩道、緑道
- ・中木戸公園(ボールが使える) ・西白井コミュニティプラザの建設に期待

●誇れる施設

- ・コンビニが充実している ・商店が充実している ・風紀を乱す施設がない
- ・小学校に空き教室がない ・医療施設が充実している
- ・集会所が充実している ・保育所の数が多い

●誇れるインフラ

- ・区画が整理されている ・住環境が良い(敷地が広い)
- ・道路環境が良い(国道 | 6号など) ・調整池が整備されている
- ・水はけが良い ・上下水道などのインフラ整備がされている

●誇れる公共交通

- ・鉄道で様々な場所に行ける ・空港へのアクセスが良い
- ・様々なバスが通っている ・駅が近い ・地元以外の車の往来が少ない

●安全なまち

・災害(地震、水害等)に強い ・がけ地が少ない

【ソフト系】(ひと・イベント)

●人(ボランティア)

- ・放課後こども教室の高齢者ボランティア ・青パトによるパトロール
- ・防犯パトロール ・ごみ拾いなどボランティア活動

●人(特徴・交流)

- ・地域の人が協力して子ども達を見守り
- ・学校への美化作業等の協力 ・高齢者が子ども達を見守り
- ・子どもからあいさつしてくれる ・話し合えるような市民が多い
- ・若い人も誘うと飲み会に参加する ・父親同士のつながりがある
- ・子ども達が誘い合って参加している ・子どもが楽しめる行事が多い
- ・子ども達の学力が高い ・コミュニケーションツールが多い
- ・子どもから大人まで参加 ・ボランティア活動をやれる人が沢山いる
- ・芸能人が多い ・地域の年齢のバランスが良い

●地域

- ・治安が良く住みやすい ・立地条件が良い
- ・大山口小区の地域社会が一番良い

●イベント (地区全体)

・夏祭り

●イベント(自治会主催)

・もちつき ・クリスマス会 ・夏祭り

【環境系】

●自然環境

- ・大山口中学校の近くの金山落としにきれいなヤマフジがある
- ・北総線沿いの桜がきれい ・梨、イチゴ狩りもある

●生活環境

- ・道路がきれい ・道路が広い ・遊歩道がある ・公園が多い
- ・工場がなく空気がきれい
- ・高齢者が買い物しやすいコンビニエンスストアやIOO均ショップがある

- ・スーパーやお店が多い ・都会に出やすい ・交通の便利が良い
- ・都会と田舎の両方楽しめる ・都心に近いのに土地が安い
- ・人間を感じられる環境がある ・住環境が良くて癒される ・静か
- ・(小学校区全体で考えると)人口の地域バランスが良い
- ・高い建物がなくて良い ・マンションが少ない
- ・地域の人の集まれる拠点がある

●子育て環境

・通学路が整備されている ・子どもを見る目が温かい

●安全・防犯

- ・水害のリスクが低い ・地震にも強い
- ・地域の方により地域の安全が守られている

③地域団体の活動

※団体活動棚卸しヒアリング調査より(令和元年7~9月実施)

【1】自治連合会大山口小学校区支部

組織概要	7自治会で構成
組織恢安	支部長、副支部長、会計、監事、書記、等
強み・自慢・売り	・経験豊富な高齢・シニア層とエネルギーと体力がある若い
	層が両方いる
ナか声光	■大山口小学校区合同夏祭り
主な事業	■防災訓練

【2】大山口小学校区地区社会福祉協議会

	推進委員 41 人
	(個人・民児協・自治会・小学校PTA、小学校、社協・高
	齢者クラブ) 50 歳代~70 歳代が中心
組織概要	ボランティア 73 人
	会長1名、副会長2名、会計、庶務、広報、ほか
	活動体制…定例推進委員会(年7回) イベント毎に事業運
	営グループをつくり、企画・推進
強み・自慢・売り	・組織がしっかりしており、一人ひとりできる人が集まって
一 強み・日後・定り	いる
	■お元気ですかコール
主な事業	■ふれあい・支え合い食事会
土な争果	■ほのぼの会
	■ふれあいスポーツ

■メンズクッキングタイム

【3】西部地区民生委員児童委員連絡協議会

	西部地区全体で定数 25 人
	大小区定数 10 人
組織概要	[内訳] 民生委員 9 人、主任児童委員 人で 名欠員
	任期:3年
	次期から大小区定数 12 名に増
強み・自慢・売り	・みんな協力を惜しまず頑張って活動してくれる
	■地域への訪問(見守り)活動
	■心配事相談の相談員(年 3~4 回程度)
主な事業	■学校訪問
	■米寿のお祝い品の配達
	■地区社会福祉協議会、各種地域活動・イベントへの参加

【4】青少年相談員連絡協議会

	31 人(第 20 期青少年相談員)のうち、大山口小学校区は
組織概要	4名 任期:3年間
	年齢層 20 歳代~50 歳代
強み・自慢・売り	・メンバーが持っているものを活かし、長年継続して実施し
独み・日間・冗り	てきた活動実績
主な事業	■西白井地区通学合宿

【5】大山口小学校PTA

	492(世帯数+教職員)
	会長、副会長、会計、会計監査
組織概要	本部役員会の下に、学級委員会、校外委員会、選考委員会、
	サポート委員会、運動会委員会があり、地域との接点は校外
	委員会が中心
34.7 人根 古八	・子どもを持つ集まりという共通項
強み・自慢・売り	・子どもの卒業とともに会員が循環していく
	■危険個所マップアンケート
主な事業	■夏季パトロール
	■子ども 110 番・パトロールシート配布

【6】大山口中学校PTA

	662(世帯数+教職員)
組織概要	本部役員会の下に、学級部会、環境整備部会、校外指導部会、
和机饭安	役員選考部会があり、地域との接点は校外指導部会(16人)
	が中心
強み・自慢・売り	・若さと活気、本部役員のコミュニケーション
	■大山口中学校区通学路状況観察
主な事業	■大山口中学校区三校合同パトロール
土な手未	■大山口中学校区こども110番会議
	■夏期パトロール集計

【7】高齢者クラブ大松長寿会

	会員:61人(微増傾向)
	70~90 歳代中心 男 24 人、女 37 人
組織概要	役員:会長1人、副会長3人の他会計、監査
	全体で4班体制、役員が各班の班長兼務
	班長の役割は回覧、参加者の取りまとめ
強み・自慢・売り	・会員同士は友好的、協力的
主な事業	■定例親睦会

【8】高齢者クラブ大山口大寿会

組織概要	会員:72 人 80 歳以上が多い
	役員:会長、副会長、会計、会計監査、幹事
強み・自慢・売り	・ざっくばらんな関係と雰囲気
主な事業	■月例会

【9】ふれあい大松

	会員:15人(減少傾向)
組織概要	70 歳代中心、男 2 人、女 13 人 団体創設から 8 年
	役員:会長、副会長 人ずつ 任期はなし
強み・自慢・売り	・頼めば来てくれる、やってくれる協力的な関係(スタッフ
一 独み・日間・元ツ	及び参加者を含め)
ナか車業	■ふれあい大松サロン
主な事業	■ふれあい大松健康体操教室

【IO】NPO法人まちづくり西白井

公D 公共 HTT 355	会員:14名
組織概要	役員:7名 理事長 名、副理事長 名、監事 名 ほか
強み・自慢・売り	・メンバーそれぞれに専門性や多彩な経験・技能を持ち合わ
独み・日間・元り	せている
	■清掃活動
主な事業	■交通安全活動
	■ラジオ体操

④アンケート調査結果

【アンケートの実施概要】

名 称	大山口小学校区まちづくりアンケート
目 的	大山口小学校区の暮らし、地域活動、地域課題、これからのまち
	づくり等への意見、意向を把握し、これから市民が主体になって
	取り組む「小学校区単位のまちづくり」を検討する基礎資料とし
	て活用する。
対 象	大山口小学校区在住の 18 歳以上の男女 800 人
調査期間	令和元年8月21日(水)~9月9日(月)の20日間
方 法	郵送配布・郵送回収
回収率	38.0%(有効回答数 304 件)

※まちづくりアンケート調査結果については、次ページ以降みんなでまちづくり通信第2号・第3号紙面(一部抜粋)にて報告します。

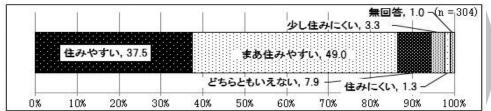
■まちづくりアンケート 調査結果について [その1] (-部抜粋)

これからの小学校区単位のまちづくりの検討に活かすため、地域での暮らし・地域活動・課題などについて地域在住の18歳以上の800名を対象にアンケートを実施しました。

多くの方にアンケートにご回答いただきありがとうございました! 今号と次号にわけてアンケート結果の概要について報告いたします。

調査期間:令和元年8月21日(水)から9月9日(月)まで 有効回収数 304件 回収率 38.0%

①住みやすさ 大山口小学校区の住みやすさについてどう思いますか? (単一回答)



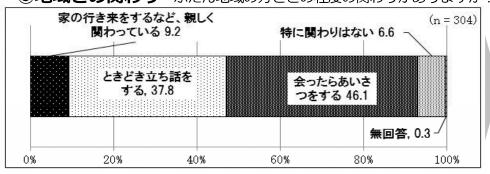
9割弱の方が 住みやすさを評価

②愛着 大山口小学校区に愛着を感じていますか? (単一回答)



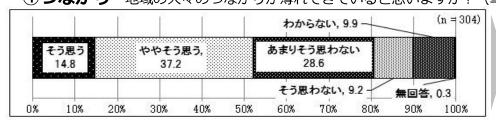
7割弱の方が 愛着を感じている

③地域との関わり ふだん地域の方とどの程度の関わりがありますか? (単一回答)



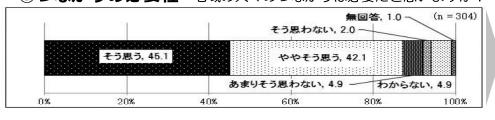
会ったらあいさつを するが5割弱、ときどき 立ち話をするが4割弱、 家の行き来をするが 1割弱

(4) **つながり** 地域の人々のつながりが薄れてきていると思いますか? (単一回答)



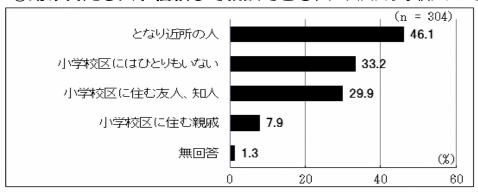
5割強の方が つながりが薄れている と感じている

(5) つながりの必要性 地域の人々のつながりは必要だと思いますか? (単一回答)



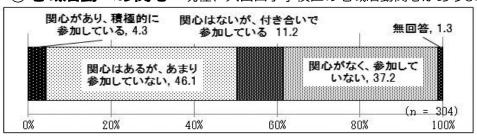
9割弱の方が つながりが必要と 考えている

⑥助け合える人や信頼して相談できる人 大山口小学校区にいますか? (複数回答)



となり近所の人が5割弱 ふとりもいないが3割強 友人・知人が3割弱

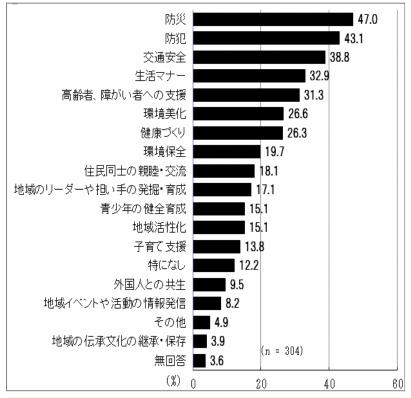
⑦地域活動への関心 現在、大山口小学校区の地域活動関心がありますか? (単一回答)



関心がある方/ない方が それぞれ5割程度

⑧大山口小学校区の地域課題

大山口小学校区にお住いになり、あなたが感じている地域 課題(生活で普段気になる事、不安・心配な事・困っている こと等)はどんなことですか?(複数回答)



⑨まちづくりの将来像の言葉

今後、大山口小学校区が目指すまちづくりの将来像を表すものとして、どのような言葉(キーワード)がふさわしいと思いますか?(複数回答)



防災、防犯、交通安全、生活マナー、 高齢者・障がい者への支援、環境美化、 健康づくり等が多く挙げられている 安心、安全、快適、支えあい、 つながり、優しさ等が 多く挙げられている

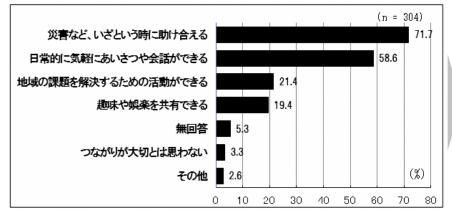
■まちづくりアンケート 調査結果について [その2] (-部抜粋)

第2号に引き続きアンケート結果の概要について報告いたします。

調査期間:令和元年8月21日(水)から9月9日(月)まで 有効回収数 304件 回収率 38.0%

①これからの地域でのつながり

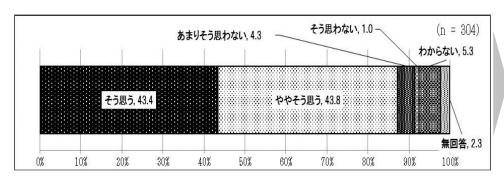
大山口小学校区を住みよいまちにしていくために、これから地域でどのようなつながりが大切だと思いますか? (複数回答)



「災害など、いざという時に 助け合える」が7割強 「日常的に気軽にあいさつや 会話ができる」が6割弱

②これからの地域活動の大切さ

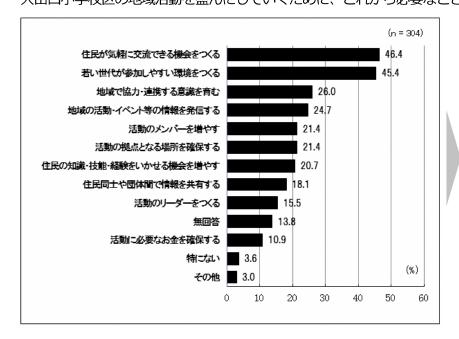
大山口小学校区を住みよいまちにしていくために、これから地域活動は大切だと思いますか?(単一回答)



地域活動が大切と思う 方が「そう思う」と 「ややそう思う」を あわせ9割弱

③地域活動を盛んにするため必要なこと

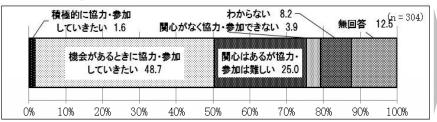
大山口小学校区の地域活動を盛んにしていくために、これから必要なことは何だと思いますか? (複数回答)



「住民が気軽に交流できる機会をつくる」と「若い世代が参加しやすい環境をつくる」という方がそれぞれ5割弱と顕著に多く、次いで「地域で協力・連携する意識を育む」、「地域の活動・イベント等の情報を発信する」が続いている

④これからのまちづくりへの関わり

大山口小学校区のまちづくりに、これからどのように関わっていきたいですか? (単一回答)



「機会があるときに協力・参加していきたい」方が5割弱

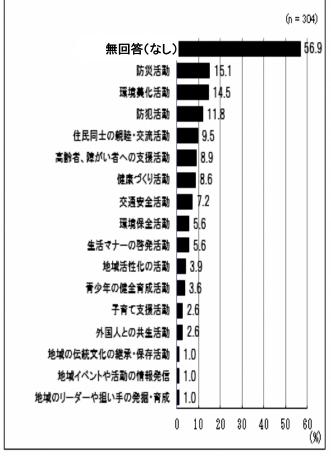
⑤これから地域で取り組むべきこと

大山口小学校区を住みよいまちにしていくために、 これから地域(住民)が中心になって取り組むことはどんなことだと思いますか?(複数回答)

(p = 304)58.2 防災活動 防犯活動 53.3 41.4 交通安全活動 35.5 高齢者、障がい者への支援活動 環境美化活動 生活マナーの啓発活動 住民同士の親睦・交流活動 26.6 健康づくり活動 25.7 環境保全活動 20.4 20.1 子育で支援活動 青少年の健全育成活動 地域のリーダーや担い手の発掘・育成 地域活性化の活動 125 地域イベントや活動の情報発信 外国人との共生活動 特になし 5.8 無回答 地域の伝統文化の継承・保存活動 3.6 その他 2.6 (K)

⑦これから協力・参加していきたい活動 あなたがこれから協力・参加していきたい活動がある。

あなたがこれから協力・参加していきたい活動があれば、あてはまる番号をいくつでも記入してください。 (複数回答)



上位10活動は、防災(6割弱)、防犯(5割強)、 交通安全(4割強)が多く、次いで高齢者・障 がい者への支援、環境美化、生活マナーの啓 発、住民同士の親睦・交流、健康づくり、環 境保全、子育て支援が続いている

なし(6割弱)が最も多く、上位5活動は、 防災活動、環境美化活動、 防犯活動、住民同 士の親睦・交流活動、高齢者・障がい者への 支援活動が続いている

⑥特に重要な取り組むべきこと

特に地域(住民)が中心になって取り組むべきことはどんなことですか?(単一回答)

重要度	1位	2位	3位
1番目	防災活動(22.0%)	防犯活動(21.7%)	高齢者・障がい者への支援活動 (7.6%)
2番目	防災活動(13.2%)	防災活動(11.2%)	交通安全活動(10.9%)
3番目	生活マナーの啓発 (7.6%)	高齢者・障がい者への支援活動 (7.2%)	防犯活動・防災活動(6.9%)

2. 地域の課題(分野ごとの課題、地域団体の課題)

①分野ごとの課題

※第 | 回みんなでまちづくりトークにおけるワークショップ「大山口小学校区の 魅力と地域課題」より(令和元年 | 10 月 26 日実施)

【1】防犯(魅力:犯罪が少ない)

地域課題キーワード	地域課題の具体的内容
●防犯カメラ	設置なし
❷街路灯・防犯灯	暗い、少ない

【2】交通安全(魅力:子どもの見守り活動が活発)

地域課題キーワード	地域課題の具体的内容	
●車	右側通行のごみ収集車、生活道路でスピード出しすぎ、	
₩	車が多く危ない所あり、中木戸公園の違法駐車	
2自転車	歩道が狭い、自転車通学の子ども	

【3】防災(魅力:災害が少ない、災害に強い)

地域課題キーワード	地域課題の具体的内容
●防災意識	低い
❷地域防災	弱い、訓練参加者が少ない、災害時の対応方法が不明確、要支援者リストがない、統一組織がない、高齢者が 心配
❸インフラ	災害時に心配(電気・ガス・水道)

【4】子育て・青少年の育成(魅力:子どもが明るく元気)

地域課題キーワード	地域課題の具体的内容
●遊び	遊び場不足、道路での遊び危険、ボール遊び場所なし、
₽ ₩O	外で遊ばない
❷健全育成	夜間の出歩き、未成年バイクの危険運転
③ 小中学校	小学校との連携不足、挨拶できない先生、通学区域の分
● 小十子収	断
母保育・教育施設	保育園が徒歩圏にない、いい高校がない、進学校が遠い
6 子ども・若者	子ども・若者が少ない

【5】福祉・健康づくり(魅力:元気な高齢者・シニアが多い)

地域課題キーワード	地域課題の具体的内容
●高齢化の進行	対策不十分、活力低下、ひとり暮らし増加、コミュニケ
	ーションが困難
❷健康づくり・疾病予防	講習会の参加者が少ない、備え(予防)が不十分、健康
	サークルが少ない

【6】環境(魅力:自然が豊か・緑が多い、公園が多い、静かな環境)

地域課題キーワード	地域課題の具体的内容
●街路樹・植栽	手入れ不十分、街路灯をさえぎっている
2 ゴミ	公園へのごみ捨て、ごみゼロ運動少ない、ゴミステーションがない
❸草の管理	見通し悪く危険、不在宅の草ぼうぼう
❹野良猫	野良猫の増

【7】地域の交流・活性化(魅力:地域のサークル・ボランティア・コミュニティ活動が活発)

地域課題キーワード	地域課題の具体的内容
●自治会活動	低い
❷交流機会・場	自治会をこえた地域交流少ない、若い親の交流の場が
公 义则(双云 物	少ない、冬場の交流少ない
	近所付き合い希薄化、30~40 歳代のつながり希薄、各
❸つながり・助け合い	地区のつながり希薄化、助け合いの仕組み不足、挨拶し
	ない人

【8】地域活動の参加者担い手(魅力:-)

地域課題キーワード	地域課題の具体的内容
●地域活動への参加者	若い世代の参加少、地域活動の参加者少、自治会活動の 参加者少、働き世代は参加難、高齢化で活動者少、無関 心者、担い手不足、民生委員いない地区あり
②若い人の福祉・ボランティア参加	若い人の関心低く、参加少ない

②地域団体の課題

※団体活動棚卸しヒアリング調査より(令和元年7~9月実施)

【1】自治連合会大山口小学校区支部

	■大山口小学校区合同夏祭り
主な事業	(全自治会の参加に至っていない(2 自治会は独自に祭り開
	催))
(課題・将来展望)	■防災訓練
	(参加者の減少)
団体の課題	●Ⅰ年交代が多く活動が積みあがらない、引継ぎが不十分
●人 ②もの	❹小学校区内の地域差が大きく二極化しておりうまく融合
3 お金 4 その他	できていない
団体活動を通して	・行動力のある若いリーダーがいない
感じる地域課題	・地域活動で効率的・効果的な会議が不十分

【2】大山口小学校区地区社会福祉協議会

主な事業 (課題・将来展望)	■お元気ですかコール ■ふれあい・支え合い食事会 (これ以上参加者が増えると運営困難になるが、参加したい人が参加できる会にしたい。) ■ほのぼの会 (地域内の類似サロンとの住み分けや連携) ■ふれあいスポーツ (高齢者より子どもの参加割合が増加) ■メンズクッキングタイム
団体の課題 ● 人 ② もの ③ お金 ④ その他	❷拠点施設の拡大
団体活動を通して 感じる地域課題	・高齢化による空き家の増加

【3】西部地区民生委員児童委員連絡協議会

■地域への訪問(見守り)活動
■心配事相談の相談員(年 3~4 回程度)
■学校訪問
(大小、大中、第三小から子どもの情報を得る)
■米寿のお祝い品の配達

	■地区社会福祉協議会、各種地域活動・イベントへの参加
	(他の団体との関わりをどうつくっていくか(高齢者クラ
	ブ、コラボ白井、自主防災会等))
団体の課題	●なり手がいない
●人 ②もの	●若い人に存在を知ってもらいなってもらいたい
③ お金 ④ その他	●必要な人に声をかけてもらいやすい存在になれればいい
団体活動を通して	・高齢化 ・外で遊ぶ子どもが少ない
感じる地域課題	・子ども達の情報が把握しづらい

【4】青少年相談員連絡協議会

主な事業	■西白井地区通学合宿
(課題・将来展望)	(運営・協力ボランティアの確保、参加者の確保、人材を確
(硃珽・付米展里)	保し継続的に安定した事業を展開したい)
	●人材の確保
団体の課題	●仕事等が多忙で会議や活動に参加できない相談員が多く、
団体の課題 ●人 ②もの	若くて子ども・世話好きな人がほしい
3 お金 4 その他	●ボランティアは毎回個人のネットワークで協力要請して
	いるが、安定的に確保したい
	●参加者が増えない傾向がある
団体活動を通して	子どもたちのコミュニケーション力の不足
感じる地域課題	➡挨拶の習慣づけが必要

【5】大山口小学校PTA

	■危険個所マップアンケート
	■夏季パトロール
	(・住宅開発、交通量の増加などにより、車の抜け道が増え
	つつある
主な事業	・見守り実施状況の詳細は未把握
(課題・将来展望)	・以前は町内会(自治会)毎に校外委員を選抜していたが、
	クラス毎の選抜に変更したため、校外委員会の地区バランス
	が崩れ、地区密着度が低下している)
	■子ども 110 番・パトロールシート配布
	(協力者の維持・確保)
団体の課題	
●人 ②もの	●なり手の確保(生活スタイルが多様で難しい)
③ お金 ④ その他	

団体活動を通して 感じる地域課題

- ・地域間の温度差が大きい(生活スタイル、考え方)
- ・地域が変化するスピードにまちづくりが対応できていな い、リーダーが必要

【6】大山口中学校PTA

	■大山口中学校区通学路状況観察
主な事業	■大山口中学校区三校合同パトロール
(課題・将来展望)	■大山口中学校区こどもⅠⅠ0番会議
	■夏期パトロール集計
団体の課題	
●人 ②もの	●未加入者をなくす、活動の担い手の確保
3 お金 4 その他	
団体活動を通して	・子どもの健全育成を阻害する目に見えない、親が知らない
感じる地域課題	危険が増えている

【7】高齢者クラブ大松長寿会

主な事業 (課題・将来展望)	■定例親睦会 (全会員の参加が難しい(理由:病院、他サークルへの参加) が、全員参加でバス等にて外出したい)
団体の課題 ●人 2 もの 3 お金 4 その他	❷参加者増で会場が手狭になる
団体活動を通して 感じる地域課題	・高齢化が進行し、同じ高齢者でも元気に参加する人、参加 しない人と差がある

【8】高齢者クラブ大山口大寿会

主な事業	■月例会
(課題・将来展望)	(70 歳代の新規会員の勧誘)
団体の課題	●70 歳代の新規会員の勧誘
●人 ②もの	●70 歳1、の利税会員の勧誘 (積極的に呼び込むか?自治会で迎え入れるか?)
③ お金 ④ その他	(慎怪的にすび込むが、日心云(近え入れるが))
団体活動を通して	・高齢化が進行し頑固な人が増える傾向がある
感じる地域課題	「同野(しか)を1」 こえ回ふ 八かる たる 東巴 かんりる

【9】ふれあい大松

主な事業 (課題・将来展望)	■ふれあい大松サロン (企画のマンネリ化、参加者の固定化の傾向があり、人材 (PC 操作、会計、ネットワークがある人など)の確保、若 い人たちの参加を得たい) ■ふれあい大松健康体操教室 (大松住民の参加が半数強のため、地区内の参加者を増やし たい)
団体の課題 ●人 ②もの ③お金 ④その他	●スタッフの高齢化・若返り、参加者の固定化
団体活動を通して	・高齢者が自分を高齢者と自覚していないためか、参加者が
感じる地域課題	増えない、活動に関心を持ってもらえない

【IO】NPO法人まちづくり西白井

主な事業 (課題・将来展望)	■清掃活動(清掃活動の拡大(西白井駅くらいまでのエリアの公園)が今後の検討課題)■交通安全活動■ラジオ体操
団体の課題 ●人 ②もの ③お金 ④その他	❹地域への法人の認知度の向上
団体活動を通して 感じる地域課題	・西白井地区の地域内のつながりが弱い(特に男性)

3.大山口小学校区まちづくりの将来像(キャッチフレーズ)

私たちが暮らす大山口小学校区には 8900 人余りが住まい、西白井、大山口、大松、根、富塚の様々な地域で暮らしを営んでいます。

これから私たちが住みよいまちをつくっていくためには、地域で生まれ育った人、昭和 54 年から始まったニュータウン開発とともに移り住んできた人、西白井ベリーフィールド等の新たな住宅開発で移り住んできた人、こうした様々な人たちが、知り合い、つながり、若い世代から高齢者まで世代をこえ、地域が一体となって共に助け・支え合っていくことが大切だと考えます。

互いに助け・支え合う活動や暮らしの中で、地域に笑顔があふれ、みんなが楽しく過ごせるまちが築かれていく。そして、笑顔は私たちの健康を生み出し、より豊かな暮らしへとつながっていくものと思います。

このような私たちの想いや願いを込め、ここに大山口小学校区のまちづくりの将 来像(キャッチフレーズ)を掲げます。

世代をこえて支え合う 笑顔あふれるまち

令和元年 | 2 月 7 日に開催された第 5 回大山口小学校区まちづくり協議会設立準備会にて、私たちが目指す地域の将来像(姿)について意見を交わし、思いを集め、みんなで大山口小学校区のまちづくりの将来像(キャッチフレーズ)を | つ決定しました。

4. 取り組み分野、事業目標、事業名、実施内容など

分野別 3力年事業計画·予算計画

分野	1 防犯
実施主体	安全・安心部会

事業目標	(1)防犯情報の一元化による見える化の推進			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 防犯活動一覧の作成事業	①情報収集 ②防犯活動一覧の作成 ③配布	10	40	0
2 防犯マップ作成事業	①情報収集 ②防犯マップの作成 ③配布	0	0	40

事業目標	(2)見守り・見回り体制の充実			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 子ども110番拡充事業	①協力世帯の募集	•	•	•
	②拡充した情報の管理	0	5	5
2 青パトによるパトロール事業	①青パトでのパトロール	•	•	•
	②青パト受講者拡充	0	5	5
3 子ども見守り活動事業	①内容検討	•	•	•
	②協力世帯の募集(高齢者の活用)	0	5	5

事業目標	(3)防犯意識の向上と犯罪抑止の環境づくり			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 防犯講習会開催事業	習会開催事業 ①大人向け防犯講習会の開催 -		•	•
1 例允两日公闲任学来	(1)人人们以例识明日 公 (2)制度	0	45	45

上段●は実施年度、下段は予算額(千円)

分野別 3力年事業計画・予算計画

分野	2 交通安全
実施主体	安全·安心部会

事業目標	(1)交通安全情報の一元化による見える化の推進			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 危険マップの作成事業	①自治会単位で危険個所の情報収集、警察や 学校等からの情報収集	•	•	
	②マップ作成・発信、情報の共有	10	74	0

事業目標	(2)子どもと高齢者の見守りと交通安全意識の向上			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 子どもと高齢者向け交通安全 教室・イベントの開催事業	①開催に向けてのイベントの準備(R3)	•	•	
	②イベント開催 (R4)	0	10	90
2 通学時の見守り活動事業	①通学時の見守り活動 ②学校、PTA、自治会の3者が意見交換の場	•	•	•
	の設定(準備・検討) ③ 3 者の意見交換の実施	0	10	10

上段●は実施年度、下段は予算額(千円)

分野別 3力年事業計画・予算計画

分野	3 防災
実施主体	安全·安心部会

事業目標	(1)地域防災体制の整備			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 防災組織の設立事業	①当事者同士の顔合わせ及び設立 ②防災組織の運営 ③防災リーダーの発掘・養成	• 22	• 126	• 70
2 緊急時の対応ルールと仕組みづくり事業	①緊急時の対応ルールと仕組みづくり	0	• 50	• 70

事業目標	(2)地域防災意識の向上			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 防災訓練の開催事業	①防災訓練の開催 ②防災啓発活動の実施	0	120	120
2 防災講習会の開催事業	①防災講習会の開催	0	40	40

上段●は実施年度、下段は予算額(千円)

分野別 3力年事業計画・予算計画

分野	4 子育で・青少年の育成
実施主体	生活環境部会

事業目標	(1)青少年の居場所づくりと育成支援			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 子どもの居場所・集いの場づくり事業	①放課後こども教室(協力・拡充) ②屋外活動の実施(トピックス的)	0	0	•
2 公園を活用した外遊びの推進 事業	①公園で花あそび②公園で体を動かす	0	18	• 30

分野別 3力年事業計画·予算計画

分野	5 福祉・健康づくり
実施主体	生活環境部会

事業目標	(1)高齢者の日常生活を支える体制づくり			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
	①アンケートの実施(困りごとの把握)②アンケート結果に対する対応(自分たちでできることと他へつなげることをお知らせする)	•	•	•
1 日常生活支援事業	③パンフレットの作成④仕組みづくり、体制づくり⑤見守り・パトロール連携⑥お元気ですかコール	0	53	0

事業目標	(2)地域ぐるみの健康づくりの推進			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 スポーツ・運動・体操を通じ	①楽トレ体操、ラジオ体操のお誘い	•	•	•
た健康づくり事業	②ONスポーツクラブへの参加、紹介、お誘い	0	0	0
12 認知症講巫開催事業 1	①認知症を知る講座の開催(専門家による講		•	•
	座)	0	0	0

分野別 3力年事業計画·予算計画

分野	6 環境
実施主体	生活環境部会

事業目標	(1)きれいで快適な環境づくり			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 地域一斉ごみゼロ運動の実施	①地域一斉ごみゼロ運動の実施	•	•	•
事業		0	0	0
2 花植え活動の推進事業	①花植え活動の推進	•	•	•
2 10恒人加到沙推连事業	②花植え活動と絡めた意見交換の場	5	29	14

分野別 3力年事業計画·予算計画

分野	7 地域の交流・活性化
実施主体	地域活性化部会 ・ 広報部会

事業目標	(1)地域でつながる交流・イベント活動の推進			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 世代を超えたイベント企画運営事業	①夏祭り ②ふれあいスポーツ	0	350	• 350
2 食事を通じた交流機会の創出 事業	①ふれあい食事会	0	0	0

事業目標	(2)子育て世代が交流できる機会づくり			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 子育て世代交流支援事業	①サロンの開催	•	•	•
1 月日 CETV久州文版学未	②イベントの開催	0	60	60

事業目標	(3)地域資源を活用した交流の推進			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 地域資源活用事業	①地域資源(公園・空きスペース)を活用し	•	•	•
工也场只小儿儿子木	た交流の場づくり	5	20	20

事業目標	(4)地域の情報共有・発信の仕組みづくり			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 地域活動広報事業	①広報紙等による情報発信	•	•	•
1 地场们到加州港	②SNSによる情報発信	0	0	0

分野別 3力年事業計画・予算計画

分野	8 地域活動の参加者・担い手
実施主体	地域活性化部会

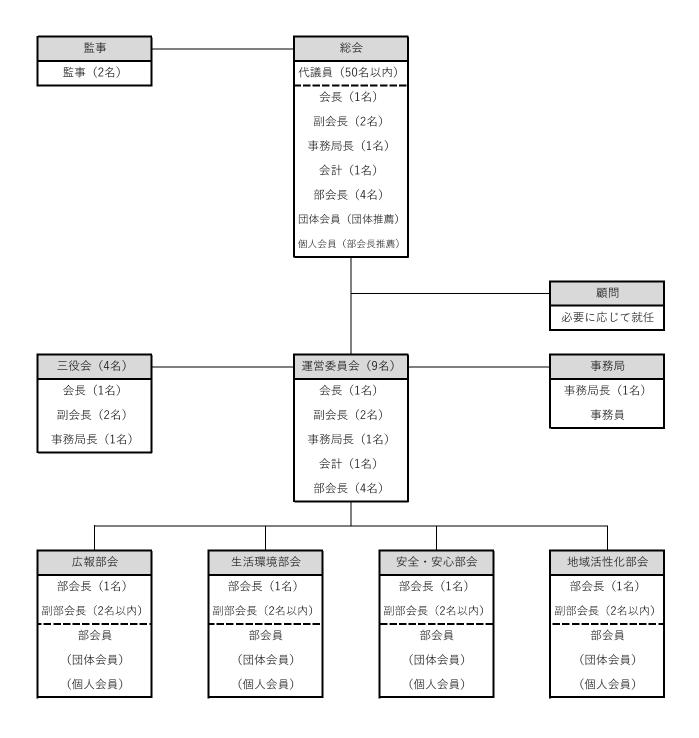
事業目標	(1)地域人材の発掘・育成・活躍の機会づくり			
事業名	実施内容	R3	R4	R5
1 イベント企画・運営事業	①地域活動の入口づくり ②地域リーダーの育成 ③「楽しむ」というカタチで参加できるイベー	•	•	•
1 イベンド正画・建造事業	ットの検討 ④ 地域人材登録・サポーター制度の運用	0	50	100

大山口小学校区まちづくり協議会 分野別予算額一覧

分野	事業目標	R3	R4	R5
1 防犯	(1)防犯情報の一元化による見える化の推進	10	40	40
	(2)見守り・見回り体制の充実	0	15	15
	(3) 防犯意識の向上と犯罪抑止の環境づくり	0	45	45
	小計	10	100	100
2 交通安全	(1) 交通安全情報の一元化による見える化の推進	10	74	0
	(2)子どもと高齢者の見守りと交通安全意識の向上	0	20	100
	小計	10	94	100
3 防犯	(1)地域防災体制の整備	22	176	140
	(2) 地域防災意識の向上	0	160	160
	小計	22	336	300
4 子育て・青少年の育成	(1)青少年の居場所づくりと育成支援	0	18	30
小計		0	18	30
5 福祉・健康づくり	(1) 高齢者の日常生活を支える体制づくり	0	53	0
	(2)地域ぐるみの健康づくりの推進	0	0	0
」 小計		0	53	0
6 環境	(1)きれいで快適な環境づくり	5	29	14
	小計	5	29	14
7 地域の交流・活性化	(1) 地域でつながる交流・イベント活動の推進	0	350	350
	(2)子育て世代が交流できる機会づくり	0	60	60
	(3) 地域資源を活用した交流の推進	5	20	20
	(4)地域の情報共有・発信の仕組みづくり	0	0	0
	小計	5	430	430
8 地域活動の参加者・担い手	(1)地域人材の発掘・育成・活躍の機会づくり	0	50	100
小計		0	50	100
組織運営		62	268	304
小計		62	268	304
	合計	114	1,378	1,378

単位:千円

5. 大山口小学校区まちづくり協議会組織図



6. 大山口小学校区まちづくり協議会設立までの歩み

①設立準備会の立ち上げからまちづくり協議会設立までの取り組み

No.	時期	内容・目的など
ı	令和元年	●大山口小学校区みんなでまちづくりセミナー
	6月23日(日)	I. 講演:みんなが主役の小学校区単位のまちづくり
		講師:千葉大学大学院社会科学研究院
		教授 関谷昇 氏
		2. 質疑応答
		3. 大山口小学校区まちづくり協議会設立準備会委員・
		小学校区まちづくり支援職員等の紹介
2	7月6日(土)	●第丨回準備会設立会議
		【主な内容】
		1. 準備会から協議会設立までの取組みについて
		2. 住民アンケート調査について
		3. 準備会運営に関する重要事項について
3	7月21 (日)	●第2回準備会設立会議
		【主な内容】
		1. 住民アンケート調査(最終案)について
		2. 準備会運営に関する重要事項について
		3. 団体活動棚卸しヒアリング調査について
4	7月~9月	●団体活動棚卸しヒアリング調査
		【目的】準備会構成団体の地域活動の現状・成果・課題等を
		見える化し、準備会内にて共有・理解し、小学校区の現状と 調節 全後の取り組み等を検討する姿質をする
		課題、今後の取り組み等を検討する資料とする。 【ヒアリング項目】
		【Cアリング項目】 ①強み・自慢・売り ②組織 ③収支 ④主な事業(事
		黄名称、目的・内容等、参加者、運営・協力体制、課題・
		将来展望 ⑤団体の課題 ⑥団体の将来展望 ⑦団体
		活動を通して感じる地域課題
5	8月25日(日)	●第 回設立準備会
		【主な内容】
		I. グループワーク「小学校区の宝さがし」
		2. 団体活動の発表

No.	時期	内容・目的など
6	令和元年 8月21日(水) ~9月9日(月)	●まちづくりアンケート調査 【対象】 小学校区内在住の 8歳以上 800人 【調査項目】 ①小学校区での暮らし ②日頃の関わりや地域活動 ③地域課題 ④これからの住みよいまちづくり など
7	9月23日(祝)	 ③地域課題 ④これからの住みよいまちつくり など ●第2回設立準備会 【主な内容】 Ⅰ. 団体活動の発表 2. 団体活動にみる「共通点と特色」 3. 小学校区の人口構成の現状と今後の推移予測
8	10月26日(土)	●第3回設立準備会 【主な内容】 第1回みんなでまちづくりトーク 対象:小学校区在住者 ①小学校区まちづくりアンケートの集計結果の報告 ②ワークショップ「小学校区の魅力と地域課題」
9	ⅠⅠ月Ⅰ7日(日)	●第4回設立準備会 【主な内容】 Ⅰ.小学校区の地域課題の整理・集約(グループワーク)
10	12月7日 (土)	 ●第5回設立準備会 【主な内容】 1. 小学校区が目指すまちづくりの将来像(キャッチフレーズの決定)(グループワーク) ⇒「世代をこえて支え合う笑顔あふれるまち」に決定 2. 小学校区まちづくり協議会への市の財政支援(案)

No.	時期	内容・目的など
1 1	令和 2 年 月 9 日 (日)	●第6回設立準備会 【主な内容】 第2回みんなでまちづくりトーク 対象:小学校区在住者 ①これまでの検討内容と小学校区まちづくりアンケートの集計結果の報告 ②ワークショップ「地域の課題解決・魅力づくりに取り組むアイディア」
12	2月2日(日)	●第7回設立準備会【主な内容】Ⅰ. 小学校区まちづくり計画の策定について2. 地域の課題解決と魅力づくりの取り組みアイディアの優先度の検討
13	2月23日(日)	●第8回設立準備会 【主な内容】 Ⅰ. 地域の課題解決と魅力づくりの取り組みアイディア の優先度の検討
	緊急事態宣言(新	型コロナウイルス感染症の拡大)による延期
14	7月11日 (土)	●第9回設立準備会【主な内容】Ⅰ.新型コロナウイルス感染症防止に係る今後の公共施設の利用について2.前年度の取り組みや協議の振り返りについて
	新型コロ	ナウイルス感染症の拡大による延期
I 5	10月11日(日)	● <u>第10回設立準備会</u> 【主な内容】 Ⅰ. 今後の設立準備会の進め方について

No.	時期	内容・目的など		
16	令和2年	●第1Ⅰ回設立準備会		
	月 日(日)	【主な内容】		
		I. グループワークの進め方についての検討		
17	11月22日(日)	●第 12 回設立準備会		
		【主な内容】		
		I. グループワークについて		
		2. コロナ禍における影響について		
		3. 今後の進め方の変更について		
18	12月13日(日)	●第 13 回設立準備会		
		【主な内容】		
		I. グループワーク(取り組み項目の絞り込み)		
		2. 全体共有(取り込み項目の決定)		
	緊急事態宣言(新	型コロナウイルス感染症の拡大)による延期		
19	令和3年	●第 14 回設立準備会		
	3月27日(土)	【主な内容】		
		I. 検討方法の変更についての提案		
		2. 担い手の検討についての提案		
2 0	4月24日(土)	●第 I 5 回設立準備会		
		 【主な内容】		
		I. ワーキンググループでの作業と運営方法について		
		2. ワーキンググループの決定に向けて		
2 1	5月22日(土)	●第Ⅰ6回設立準備会		
	77 ZZH (<u>T</u> /	● <u>第10日設立平備云</u> 【主な内容】		
		【エ & F3 色】 フーキンググループ作業説明		
		2. 防災分野についての検討(模擬的検討)		
		3. ワーキンググループでの検討結果発表・意見交換		
<u> </u>				

No.	時期	内容・目的など
2 2	令和3年	●ワーキンググループ活動
	5月22日(土)	※まちづくり計画策定にあたり、3つのワーキンググル
	~6月20日(日)	ープに分かれて話し合いを行った。
		【主な内容】
		8分野について、3グループに分かれ取組項目の精査
		とまちづくり計画(案)の作成を行った(「防災」につい
		ては、模擬的に防災担当以外のグループでも検討した)。
		①生活環境WG
		開催日:5月22日、6月5日、6月19日
		②地域活性化WG
		開催日:5月22日、6月 2日
		③安心安全WG
		開催日:6月5日、6月20日
2 3	7月10日(土)	●第 7回設立準備会
		【主な内容】
		I. ワーキンググループ検討結果の発表・質疑
		2. 今後決定するべき3項目とその検討方法について
2 4	7月31日(土)	●まちづくり計画検討会議
	~8月7日(土)	※まちづくり計画を取りまとめるにあたり、各ワーキン
		ググループから委員を選出し、検討チームを組織して話
		し合いを行った。
		【主な内容】
		8分野と組織運営費について、予算配分を行った。
		第1回会議:7月31日(土)
		第2回会議:8月7日(土)※一部オンライン参加
	緊急事態宣言(新	型コロナウイルス感染症の拡大)による延期
2 5	I 0月24日(日)	●第 8回設立準備会
		【主な内容】
		I. まちづくり計画について
		2. 規約と組織について

No.	時期	内容・目的など
2 6	令和3年	●第 9 回設立準備会
	11月28日(日)	【主な内容】
		I. 設立総会までにやるべきことについて
		2. 本日決定すべき事項について
		3. 規約と組織の修正内容について
		4. まちづくり計画について
2 7	2月 8日(土)	●第20回設立準備会
		【主な内容】
		I.協議会参加意向及び参加部会について
		2. 役員候補(案)について
		3. 議案内容のについて
		4. 設立総会の運営について
2 8	令和4年	●第2 回設立準備会
	I 月 2 2 日(土)	【主な内容】
		I. 議案の最終確認について
		2. 設立総会の運営について
2 9	2月27日(日)	●大山口小学校区まちづくり協議会設立総会
		【議題】
		I. 規約(案)
		2. 役員(案)
		3. まちづくり計画(案)
		4. 令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)

②大山口小学校区まちづくり協議会設立準備会委員(設立総会時)

番号	所属団体	氏	名
1	自治連合会大山口小学校区支部 支部長	鈴木	清孝
2	自治連合会大山口小学校区支部	野水	俊夫
3	大山口小学校区地区社会福祉協議会 会長	成田	秀雄
4	大山口小学校区地区社会福祉協議会	福原	里美
5	西部地区民生委員児童委員連絡協議会 会長	山下	昌江
6	西部地区民生委員児童委員連絡協議会	石本	由美
7	(前)西部地区民生委員児童委員連絡協議会 副会長	豊田	稔
8	青少年相談員連絡協議会 会長	加藤	秀明
9	大山口小学校 PTA 会長	中谷	俊哉
10	大山口中学校 PTA 会長	長沼	美穂
11	大山口小学校 校長	小泉	淳一
12	高齢者クラブ 大松長寿会 会長	伊藤	徹
13	高齢者クラブ 大山口大寿会 会長	岩田	明子
14	ふれあい大松 会長	洞内	久子
15	NPO 法人まちづくり西白井	端本	尚基
16	公募委員	相川	盛勇
17	公募委員	宇田川	∥清美
18	公募委員	岡本	友子
19	公募委員	加藤	雅之
20	公募委員	早川	智彦

■大山口小学校区まちづくり支援チーム(設立総会時)

番号	所属部署	役 割	氏 名
I	総務部 総務課 課長	リーダー	髙山 博亘
2	教育部 教育総務課 課長	サブリーダー	金井 早苗
3	健康子ども部 健康課 主任保健師	サブリーダー	戸田亜紀子
4	市民環境経済部 市民活動支援課 主事補	チーム員	高橋 昂希

■市民活動支援課(設立総会時)

番号	担当	役 職	氏 名
I		課長	松岡 正純
2	大山口小学校区単位のまちづくり 主担当	主査	中原 康雄
3	大山口小学校区単位のまちづくり 副担当	主事補	高橋 昂希

議案第4号

大山口小学校区まちづくり協議会 令和3年度 事業計画

1. 事業期間 令和4年2月27日から令和4年3月31日

2. 事業スケジュール

実施時期	実施内容	備考
令和4年2月	設立総会・各部会開催・運営委員会開催	同日開催
3 月	運営委員会開催	
	各部会開催	
	各部会による事業検討	
	広報紙等、SNS による情報発信	

3. 各分野の実施事業(全 19 事業)

【分野】 | 防犯

記号	実施事業	実施内容
1-(1)-1	防犯活動一覧の作成事業	情報収集
I - (2) -I	子ども110番拡充事業	協力世帯の募集
I - (2) -2	青パトによるパトロール事業	青パトでのパトロール
I - (2) -3	子ども見守り活動事業	内容検討

【分野】2交通安全

記号	実施事業	実施内容
2- (1) -1	危険マップの作成事業	情報収集
2- (2) -1	子どもと高齢者向け交通安全教室・	イベントの検討
	イベントの開催事業	
2- (2) -2	通学時の見守り活動事業	通学時の見守り活動

【分野】3防災

記号	実施事業	実施内容
3- (1) -1	防災組織の設立事業	当事者同士の顔合わせ
3- (2) -1	防災訓練の開催事業	次年度防災訓練の検討
3- (2) -2	防災講習会の開催事業	次年度防災講習会の検討

【分野】4子育て・青少年の育成

記号	実施事業	実施内容
_	なし	なし

※令和4年度から実施予定

【分野】5福祉・健康づくり

記号	実施事業	実施内容
5- (1) -1	日常生活支援事業	アンケート実施の検討
5- (2) -1	スポーツ・運動・体操を通じた健康	楽トレ体操、ラジオ体操のお
	づくり事業	誘い

【分野】6環境

記号	実施事業	実施内容
6- (1) -1	地域一斉ごみゼロ運動の実施事業	地域一斉ごみゼロ運動の実
		施検討
6- (1) -2	花植え活動の推進事業	花植え活動の推進

【分野】7地域の交流・活性化

記号	実施事業	実施内容
7- (1) -1	世代を超えたイベント企画運営事	夏祭りの検討
	業	ふれあいスポーツの検討
7- (2) -1	子育て世代交流支援事業	サロンの検討
		イベントの検討
7- (3) -1	地域資源活用事業	交流の場づくりの検討
7- (4) -1	地域活動広報事業	広報紙等による情報発信
		SNS による情報発信

【分野】8地域活動の参加者・担い手

記号	実施事業	実施内容
8- (1) -1	イベント企画・運営事業	地域活動の入口づくり検討

大山口小学校区まちづくり協議会 令和3年度 収支予算

〈収入〉

項目	予算額	備考
		補助限度額 4,000円
市補助金	5 4, 000	〈特定加算〉
		拠点整備費 400,000 円
寄付金	0	
その他収入	0	
合計	5 4, 000	

〈支出〉 事業費ごと

単位:円

単位:円

項目	予算額	備考
まちづくり事業費	52,000	
組織運営事業費	62,000	
拠点整備事業費	400,000	
その他	0	
合計	5 4, 000	

〈支出〉 費目ごと(拠点整備費以外)

単位:円

項目	予算額	備考
報償費	0	
旅費	0	
消耗品費	52,000	
燃料費	0	
食糧費	18,000	
印刷製本費	20,000	
光熱水費	0	
修繕費	0	
通信運搬費	11,000	
保険料	0	
委託費	0	
使用料及び賃借料	13,000	
備品購入費	0	
負担金	0	
賃金	0	
その他	0	
合計	114,000	

〈支出〉 費目ごと(拠点整備費)

単位:円

項目	予算額	備考
消耗品費	50,000	
工事請負費	50,000	
備品購入費	300,000	
手数料	0	
合計	400,000	